

令和4年1月18日  
狛 江 市

## 新型コロナウイルス感染症に関する市の公表の考え方

東京都においては、都内での新型コロナウイルス感染症関連の患者数が急増していることを受けて、都民に対してより一層の注意喚起を図る観点から、区市町村別患者数を公表しています。

狛江市では、東京都が公表する市内患者数を市民の皆さんにお伝えするとともに、市職員等や市が管理する施設等で感染者が発生した場合には、次のとおり公表いたします。

### 1 目的

市が発生状況等の情報を公表することにより、市内における感染拡大を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にとどめ、もって市民の安心で安全な生活を維持することを目的とする。

### 2 公表の対象

市職員等が感染した場合又は市施設等で感染が発生した場合で、施設の休館や窓口の閉鎖など市民サービスに影響を伴う場合

※市施設等とは、市立施設のほか、市からの委託や指定管理により運営を行う施設とする。

### 3 公表内容

次のうち、個人情報及び人権に配慮し、必要な情報を公表する。

- (1) 施設の種類
- (2) 感染者の年代、性別など
- (3) 感染者の症状、経過など
- (4) 感染者の渡航歴及び行動歴など
- (5) 公衆衛生上の対策（休業期間など）

### 4 留意事項

- (1) 感染者のプライバシーの保護に十分配慮しつつ、関係者の同意を得た上で公表することとする。
- (2) 濃厚接触の状況や、感染拡大のリスクなどを総合的に勘案し、公表の内容については、個別に検討し判断する。

5 公表の方法

市公式ホームページ

※必要に応じてプレスリリース、記者会見

6 その他

- (1) 公衆衛生上の必要がある場合、市は保健所と協議の上、感染者、事業者の同意が得られなくても感染に関する情報を公表することがある。
- (2) この考え方は、今後の感染者発生の動向などを踏まえ、適宜見直しを行う。